

退職に際しての手続き

ご退職される皆様へ

長きにわたり教育事業に携われ、多くの児童・生徒の皆さんの成長にご尽力されてこられましたことに深く感謝申し上げます。

そして日頃より『ホテル信濃路』『みやま荘』をご愛顧いただき誠にありがとうございます。両施設は、ご退職時に配布される『施設利用証』のご提示で、特別宿泊プランをご利用いただけます。これからもぜひ両施設のご利用をお待ち申し上げます。

ホテル信濃路・みやま荘支配人 森 基

北信の人気観光スポット
善光寺・戸隠神社・県立美術館・小布施・地獄谷野猿公園

東信の人気観光スポット
軽井沢・上田城・ビーナスライン・東御市ワイナリー

中信の人気観光スポット
松本城・松本市美術館・上高地・美ヶ原・安曇野

信州の旅の観光拠点として長野県内の2施設をおすすめいたします。



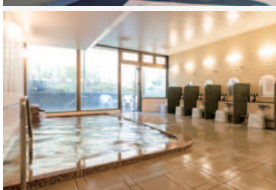
湯量豊富で「美人の湯」として有名な浅間温泉
・春夏秋冬、季節の会席料理のおもてなし
・松本 I.C. より車で 20 分

公立学校共済組合浅間温泉保養所
浅間温泉 **みやま荘**
tel 0263-46-1547
長野県松本市浅間温泉 3-28-6



・長野駅から徒歩 8 分の立地
・24 時間出し入れ自由な広い平面駐車場
・和朝食ハーフバイキングで元気な一日のスタートを

公立学校共済組合長野支部
ホテル信濃路 **HOTEL SHINANOJI**
tel 026-226-5212
長野県長野市中御所岡田町 131-4



両施設ともに、ご退職者様向けの特別宿泊プランがございます。お気軽にお問い合わせください。

組合員証・被扶養者証等の返納について

組合員証、被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証などは**令和6年3月31日までに所属所の事務担当者あて返納してください**。任意継続組合員になる場合も、組合員証等が新たに交付されるため、現在使用しているものは返納してください。

退職日の翌日から資格喪失となりますので、新しい保険制度の保険証で受診をしてください。なお、引き続き再任用フルタイムとなる方や、臨時的任用で講師等となる方は、資格が継続しますので現在使用している組合員証等をそのまま使用してください。

【お問い合わせ】共済係：026-235-7445

国民年金への加入について

【60歳未満の組合員本人の手続き】

手続きが必要な方については以下のとおりです。

(1) 再就職し、被用者年金制度（社会保険等）に加入する場合（60歳以上も含む）
国民年金第2号被保険者となります。勤務先で手続きをしてください。

(2) 再就職し、社会保険等には加入せず働く場合
再就職せず、配偶者以外の被扶養者になる場合／被扶養者にならない場合
国民年金第1号被保険者として、国民年金へ加入していただく必要があります。
退職日の翌日から14日以内に市町村役場または年金事務所で手続きをしてください。

(3) 再就職せず、配偶者の被扶養者となる場合
国民年金第3号被保険者となります。配偶者の勤務先で手続きをしてください。

なお、月途中退職（末日退職以外）の場合は、その月は共済年金に未加入ということになりますので、同様に国民年金への加入手続きが必要となります。

【60歳未満の被扶養配偶者の手続き】

組合員の退職に伴って国民年金第3号被保険者としての資格を喪失しますので、市町村役場または年金事務所で**国民年金第1号被保険者の資格取得手続き**（再就職する方の被扶養者の場合は新しい勤務先で第3号被保険者の使用者変更の手続き）**を行ってください**。

参考：令和6年度の国民年金保険料の月額 16,980円

【お問い合わせ】共済係：026-235-7445

資格喪失後の給付について

1年以上組合員であった者が、資格喪失後国民健康保険または他の医療保険の被扶養者の資格を取得した場合には、以下の給付を受けることができます。掛金は不要ですが、**附加給付はありません。**




また、他の健康保険組合等から同種の給付がある場合は給付が受けられませんが、埋葬料の場合は国民健康保険の葬祭費と合わせて受け取ることができます。

なお、任意継続組合員となる場合は、現職時と同等の給付を受けることができますので、この表中に限りません。

項目	受給の条件	給付金額	提出書類等
出産費	資格喪失後6月以内に産したとき。(出産費の直接支払制度を利用する場合、資格喪失証明書を医療機関に提出する必要があるため、当支部へ発行を依頼してください。	500,000円 (産科医療補償制度対象分娩の場合)	直接支払制度利用の場合 ・出産費等内払金支払依頼書 ・合意文書(写) ・出産費用の明細書(写) 全額自費払いの場合 ・出産費請求書(要医師の証明) ・直接支払制度を利用しない旨が記載された出産費用の領収書(写)
埋葬料	資格喪失後3月以内に死亡したとき。 (1年以上組合員であった者以外も対象)	50,000円	・埋葬料請求書 ・埋火葬許可証(写)他
傷病手当金	在職中の公務によらない病気又は負傷により休職等を4日以上続けて取得後退職し、引き続きその病気等のため就労できないとき。 なお、傷病手当金は恒常的収入となりますので、家族加入の健康保険の被扶養者となる際は注意してください。	原則1日につき、 (支給開始日の属する月以前の継続した12月の標準報酬月額×1/22)×2/3 支給期間:1年6か月 ※結核性疾患は3年 ※土日は除く	・傷病手当金請求書(要医師の証明) ・休職から退職まで全ての辞令の写し ・障害厚生(共済)年金・老齢厚生(退職共済)年金受給者は、支給額を調整するため、年金証書の写し ・各月ごとの請求
出産手当金	出産日(出産日が出産予定日後であるときは出産予定日)以前42日の期間内に退職したとき。	原則1日につき、 (支給開始日の属する月以前の継続した12月の標準報酬月額×1/22)×2/3 支給期間:出産日以前42日前から出産後56日までの期間のうち退職後の日数 ※土日は除く	・出産手当金請求書(要医師の証明)

【お問い合わせ】共済係：026-235-7445

各種連絡先一覧

内 容	連絡先	電話番号
任意継続組合員 全般(給付・組合員証等) 掛金・貸付	公立学校共済組合長野支部 〒380-8570(住所記載不要) 長野県庁保健厚生課内 ホームページアドレス https://www.kouritu.or.jp/nagano/	共済係 026-235-7445 〃 厚生係 026-235-7443
	年金(在職中) 年金相談	公立学校共済組合長野支部 共済係 026-235-7445 〃 026-234-5770
	年金(退職後)	公立学校共済組合本部 年金相談室 03-5259-1122
福祉保険制度 (ファミリー年金等)	公立学校共済組合本部 福祉保険制度担当	 0120-778-599
	請求相談センター	 0120-660-998
団信制度	公立学校共済組合 団信制度担当	 0120-080-456
国民健康保険		国民健康保険担当課
後期高齢者医療制度	居住地の市町村役場	長寿医療担当課
国民年金		国民年金担当課
基礎年金番号、年金等	最寄りの年金事務所 (旧社会保険事務所)	長野南 026-227-1284 長野北 026-244-4100 岡 谷 0266-23-3661 伊 那 0265-76-2301 飯 田 0265-22-3641 松 本 0263-25-8100 小 諸 0267-22-1080
	街角の年金相談センター	長 野 026-226-8580 上 田 0268-25-4425